

令和8年度松陽高等学校学校施設開放事業について

1 体育施設開放事業の目的

県民総スポーツの普及発展とその日常化を図り、県民が健康で文化的な生活を営むために、学校教育に支障のない範囲において、鹿児島県立高等学校の体育施設を県民の利用に供すること（以下「体育施設等開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 体育施設等利用者

体育施設等を利用できるものは、スポーツ・レクリエーション活動を目的とする団体で、体育施設等開放校に登録されているもの（以下「登録団体」という。）とする。

3 利用施設等及び運動種目

体育施設等開放において利用できる体育施設及び運動種目は、学校の実情に応じて、校長が定めたものとする。令和7年度は、屋内運動場でフットサル、バスケットボールが行われた。

4 体育施設の開放日等及び開放時間

校長が、学校の実情（学校行事等）に応じて、体育施設を開放する日（毎週火曜日、水曜日、木曜日のうち本校が指定する日とし、土曜、日曜、祝日は開放を行わない。）を定める。

また、開放時間については、午後8時から午後10時までの2時間（清掃片付けを含む）とし、1団体週1枠の割当とする。体育施設開放期間は、5月から翌年の2月までとする。（長期休業期間及び年度末は開放しない）

5 登録団体の責任者、管理指導員

登録団体の代表者を責任者とする。責任者は、管理指導員を任命し、鍵の受け渡し、施設の解錠及び施錠をする。また、施設及び用具等（指定施設、固定設備外の利用は認めない。）の管理については、管理指導員が責任を負う。

6 体育施設解放登録団体の決定

申込みを希望する団体及び責任者は、松陽高等学校事務室へ登録団体申込みを行う。ただし、希望曜日等が重複する場合は、抽選により登録団体を決定する場合がある。

7 開放事業説明について

利用の決まった団体に対し、別途詳細「体育施設開放事務手続及び施設管理等について」示す予定である。

8 申込み及び問い合わせ

下記連絡先へ、令和8年4月1日から令和8年4月10日までに連絡するものとする。

連絡先 鹿児島県立松陽高等学校事務室 担当（脇田）

Tel（099）278－3986